

円山動物園内新規売店等施設設置事業者 募集要項

1 本要項の目的

本要項は、札幌市円山動物園の園内に設置する売店等施設の事業者を選定するための企画競争（プロポーザル）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本企画競争の背景

札幌市円山動物園では、来園者に対するサービス向上の一環として、飲食店や売店等の来園者の満足度・利便性に利する施設を設置・運営する事業者に対して、同園の公園施設設置許可を出し、営業を認めている。近年は、来園者の増加によって恒常的に飲食を提供する場が不足してきたことから、当園の第一レストハウス内にある厨房を活用して店舗を新設するため、設置事業者を募集するとともに企画競争による選定を行う。

3 施設設置条件

(1) 設置場所

別添1 円山動物園施設配置図のとおり（赤マーカ一部分）

(2) 使用可能敷地面積

最大64平方メートル

(3) 施設用途

飲食店や売店等、来園者の満足度・利便性に利する施設であること。ただし、これ以外の提案を妨げるものではない。

(4) 設置許可期間

令和元年7月1日～令和2年3月31日

札幌市都市公園条例（以下「条例」という。）に基づき、上記期間の公園施設の設置許可の申請を行うこと。なお、上記期間後の設置許可の継続については、下記13覚書及び14公園施設設置許可のとおり。ただし、条例第20条の規定により、設置許可期間内であっても、公益上やむを得ない必要が生じた場合等には、当該許可を取り消す場合がある。

(5) 現地確認について

応募の際には、必ず現地を確認すること。なお、現地を確認する場合は、事前に下記16にある問合せ先に電話又は電子メールで連絡し、日時等を調整のうえで来園すること。

4 設置工事及び施設の維持管理等

(1) 設置費用

設置工事費及び什器備品等の設置費用は、全て新規事業者の負担とする。

(2) 維持管理責任

ア 施設管理

運営開始後の施設の維持管理、修繕、交換及びメンテナンス等の費用は、全て新規事業者の負担とする。ただし、施設の大規模な修繕等を行う場合は、あらかじめ札幌市と協議を行うこと。

イ 清掃及び廃棄物処理

施設内の清掃及び施設で発生した廃棄物の処理（保管・搬出・処分等）は、全て新規事業者が行うこととする。

(3) 電話設置費用

外線電話（ファクス、通信回線を含む。）を設置する場合、工事費用等は新規事業者の負担とする。

5 売店等施設の営業条件等

(1) 営業日

原則として、8(2)の休園日以外の日とする。

(2) 営業時間

原則として、8(3)の営業時間に合わせることにする。

(3) 販売を禁止する商品

施設運営上好ましくないものの販売は認めないため、札幌市の指示があった場合は従うこと。

(4) 新規事業者は、本売店等施設運営に関して一切の責任を負うものとする。

(5) 本売店等施設運営に伴って第三者に損害を与えた場合は、新規事業者の責任及び負担において解決するものとする。

6 その他の条件

(1) 施設設置時はもとより運営開始後も、来園者サービスの向上のために施設の運営等について札幌市と必要に応じて協議しながら、改善に努めること。

(2) 施設設置工事及び管理運営に当たっては、各種関係法令を順守し、必要な許認可などは新規事業者が取得すること。

(3) 設置許可を受けた部分については他の者に転貸しないこと。

(4) 看板等の色彩及び数量などは、札幌市と協議し、園内の他の施設との一体性を保つこと。

(5) 物品等の搬入・搬出時間及び経路については、札幌市の指示に従うこと。

(6) 従業員の接遇教育を実施し、常に良好なサービスの提供に努めること。

(7) 円山動物園が主催するイベント等に協力すること。

7 使用料等

(1) 公園施設設置使用料

条例に基づき、公園施設設置使用料（1平方メートルあたり1カ月につき460円）を納めること。なお、使用面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該面積又は端数を1平方メートルとして計算する。使用料は、札幌市が発行する納入通知書により期日までに納入すること。

(2) 電気・上下水道料等

施設には電気・上下水道等の使用量を計測するメーター（子メーター）を取り付けるものとし、それにより算出された料金を、札幌市が発行する納入通知書により期日までに納入すること。

メーターを設置する費用は、新規事業者において負担すること。

なお、設置にあたっては、札幌市の指示に従うものとする。

8 札幌市円山動物園の概要

(1) 敷地面積

224,780 m²

(2) 休園日

毎月第2・第4水曜日

4月・11月の第2水曜日を含むその週の月～金曜日

12月29日～31日

※上記以外にも、天候等の状況により休園となる場合がある。

(3) 営業時間

夏期 9:30～16:30 (3月1日～10月31日)

冬期 9:30～16:00 (11月1日～2月末)

※最終入園は夏期、冬期ともに閉園時間の30分前。

※夜の動物園等のイベント開催時には、営業時間を延長する場合がある。

(4) 来園者数

平成26年度 871,280人

平成27年度 981,119人

平成28年度 791,024人

平成29年度 813,047人

平成30年度 1,009,685人

9 企画競争参加資格

本企画競争への参加者(以下、「企画提案者」という)は、次の要件をすべて満たすこと。

(1) 法人格を有する企業、団体等であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(5) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日付財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

(6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

10 企画競争参加申込手続

(1) 提出書類

この募集に応募する場合は、下記書類を提出すること。なお、札幌市が必要と判断した場合には、この他に追加資料の提出を求める場合がある。

ア 参加申込書(様式1)1部

イ 企画提案者概要(様式2)1部

本募集と類似する実績がある場合は必ず記載すること。

ウ 法人登記履歴事項全部証明書(発行後3カ月以内のもの)の原本)1部

エ 代表者印の印鑑証明書(発行後3カ月以内のもの)の原本)1部

オ 企画提案書(様式任意)10部

提案書の用紙サイズはA4版とし、12(2)に掲げる審査項目ごとに提案をまとめること。

(2) 受付期限

令和元年6月13日(木)17:00まで

(3) 提出方法

下記16にある書類の提出先に電話で事前連絡をしたうえで、持参により提出すること。持参以外の方法による提出は受け付けないこととする。

受付時間は9:00～17:00とする。

(4) その他

ア 応募にあたっては、本要項を熟読し、各種条件、現地の状況等を自身で確認のうえで申し込むこと。

イ 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

11 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和元年6月3日(月)17:00まで

質問票（様式 3）に要旨を簡潔にまとめ、下記 16 にある問合せ先に電子メールで送付すること。
件名を「(法人名) 円山動物園内新規売店等施設設置事業者プロポーザルについて」とすること。

(2) 回答

随時、円山動物園公式ホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/zoo/ippankyousounyusatsu.html>) で公表する。回答にあたっては、法人名は公表しない。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

12 優先交渉者選定方法

5 名以内の委員で構成された企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という）を設置し、企画提案書に基づいた審査を行った結果、最も高い評価を得た企画提案者を覚書締結に向けた優先交渉者として選定する。ただし、提案内容がそのまま覚書の締結内容となるものではなく、具体的な覚書の締結内容は、札幌市との交渉のうえ決定する。

(1) プレゼンテーションによる審査

実施委員会による審査に際しては、企画提案者によるプレゼンテーションを個別に行う。会場・時間等の詳細については、別途通知する。

※多数の応募があった場合には、書類による予備審査を行う場合がある。

ア 日時（予定）

令和元年 6 月中旬

イ 内容（予定）

- ・プレゼンテーション（15 分程度）
- ・質疑応答（10 分程度）

ウ 参加可能人数

各企画提案者 2 名以内

エ 結果の通知

審査結果は、同年 6 月中に企画提案者全員に文書で通知する。

(2) 審査項目

ア 審査項目は下記のとおりとし、総合的に判断する。

審査項目 (計 100 点)	着眼点
商品・サービス及び施設イメージ (40 点)	(1) 取扱商品や提供するサービスは、来園者の多様なニーズに応える魅力あるものとなっているか。 (2) 取扱商品や提供するサービスは、円山動物園をイメージする魅力あるものとなっているか。 (3) 施設のデザインイメージは、円山動物園内において違和感なく、かつ来園者の期待感を高めるものとなっているか。
執行体制及び接客・接遇 (15 点)	(1) スタッフの体制と役割が明確で、業務を円滑に進められる体制であるか。 (2) 子どもやお年寄り、障がい者に対する接客に配慮されているか。 (3) 国内外からの観光客に対する接客に配慮されているか。 (4) 接遇向上の継続的な取組はされているか。
円山動物園との連携・協働 (20 点)	(1) 円山動物園の環境教育関連事業に対する取組支援策は効果的なものとなっているか。 (支援例) ・園内店舗の売り上げの一部を動物園へ寄付 ・ボランティア団体が実施する環境教育活動への支援 ・園内イベントでの環境関連ブースの出展 (2) 円山動物園の集客促進関連事業に対する取組支援策は効果的なものとなっているか。 (支援例) ・園が実施するゴールデンウィークや冬のイベントへの参加協力
過去の実績 (5 点)	(1) 類似業務の実績はあるか。本業務を実施するうえで十分なものであるか。
その他の独自提案 (20 点)	(1) 上記のほか、円山動物園を支援するための効果的な独自提案があるか。

イ 採点が同点となった場合は、上記評価項目のうち「商品・サービス及び施設イメージ」「執行体制及び接客・接遇」「円山動物園との連携・協働」における委員の評価点数を合計し、最も高い者を契約候補者とする。それでも同点の場合はくじ引きとする。

ウ 参加者が 1 者となった場合、別に定める最低基準点を超えた場合に限り契約候補者とする。

13 覚書

(1) 覚書締結に係る協議

本募集に係る覚書については、選定された優先交渉者と札幌市の間で協議を行い、協議が整った場合に締結することを原則とする。この協議により、企画提案内容の一部変更を行う場合がある。

(2) 覚書内容について

ア 公園施設設置許可について

覚書において、公園施設設置許可期間終了までに継続の申請があった場合に連続的な許可をす

ることができる旨を定める。

イ 覚書の有効期間

協議の結果によるが、最大 10 年間とする。

ウ 覚書の更新

有効期間終了後の更新については、有効期間最終年度中に別途協議することとするが、最終的な判断は札幌市が行う。

エ その他

その他、企画提案及び協議により決定した事項を定める。

(3) その他

優先交渉者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点とされた者と協議を行い、協議が整った場合には覚書を締結する。また、優先交渉者を決定した後に、参加資格がないことが明らかになったとき、参加申込に不正行為があったと認められたとき、法令等に違反する事項が生じたときは、当該優先交渉者の決定を無効とし、審査において次点となった者と協議を行うこととする。

14 公園施設設置許可

覚書締結後、札幌市の指示に従って、すみやかに公園施設設置許可の申請を行うこと。提出書類は下記のとおり。詳細は覚書締結後に説明を行う。なお、覚書の解除に伴う許可の取消等により設置施設を撤去する場合は、札幌市の指定する日までに原状回復しなければならない。

(1) 公園施設設置許可申請書（様式 4）

(2) 誓約書（様式 5）

15 その他

(1) やむを得ない事情により本募集を変更、若しくは取りやめる場合がある。

(2) 企画提案にかかる費用は企画提案者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱

ア 提出書類は返却しない。

イ 原則として、応募書類等提出後の内容変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情があると札幌市又は実施委員会が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがある。

ウ 提出書類は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に定めるところにより、公開される場合がある。

エ 書類の著作権は申込者に帰属するが、本募集に関して必要な場合には、書類について札幌市が無償で使用（必要な改変も含む）することを許諾するものとする。この場合、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。

(4) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(5) 以下のいずれかに該当するときは、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽がある場合

イ 参加者及びその関係者が、選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

ウ その他、札幌市が不適切と判断した場合

(6) 企画提案者は、自らが企画案を作成したこと、また、その企画案は第三者の著作権や著作人格権及びその他特許権や商標権等のいかなる知的財産権を侵害するものではないことを、札幌市に対し保証するものとする。

(7) 企画案について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、企画提案者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

16 募集要項の配布場所・問合せ先・書類の提出先

〒064-0959 札幌市中央区宮ヶ丘 3 番地 1

札幌市環境局円山動物園経営管理課 担当：藤井・小原

TEL：011-621-1426 FAX：011-621-1428

E-mail : zoo.kanri@city.sapporo.jp

(メール連絡の場合は、件名を「(法人名) 円山動物園内新規売店等施設設置事業者プロポーザルについて」とすること。)